

令和4年12月28日
企業年金連合会

受給権者死亡届・未支給年金給付請求書の記載誤り及びこれに伴う
お客様への対応について

令和4年10月に受給権者死亡届・未支給年金給付請求書を改訂しましたが、その際のプログラム改修に誤りがありました。

お客様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、このような誤りを起こさないよう再発防止に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事象

10月及び11月に送付した受給権者死亡届・未支給年金給付請求書の一部において、表面の右下に記載した記号（未支給年金を受給できる遺族等の範囲や添付書類を区分したA、B、Cの記号）に誤りがありました。

2. 対応

提出された受給権者死亡届・未支給年金給付請求書を、一件一件、記号に頼らず審査することとするため、未支給年金の支払等の支払額には過誤は生じません。

以上

【お問い合わせ】 年金サービスセンター 支払課 小暮・菅原 電話 03-5401-8735
--